

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	3-3
処分の種類	許可の取消し、現状回復命令等			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第21条第2項			
処分の概要	地すべり等防止法第18条第1項による許可を受けた諸行為者に対する、県知事の都合で行う同法21条第2項の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			